

令和7年度JRローカル線（姫新線：播磨新宮駅～上月駅間）

駅周辺活性化モデル事業

実施要領

JR姫新線（播磨新宮駅から上月駅間をいう、以下同じ）の駅舎や駅周辺の遊休不動産等を活用し、駅周辺に人の流れや賑わいを生み出す地域主体の活動（事業者、自治会等の地域団体、学校等の取組）に対して、県・沿線市町が協調して助成を行います。

1 事業の概要

（1）目的

JRローカル線の駅舎や駅周辺の遊休不動産等を活用し、駅周辺に人の流れや賑わいを生み出す事業者、自治会等の地域団体、学校等の取組を支援することにより、駅周辺の活力や魅力を向上させ、ひいてはローカル線の利用拡大を図ることを目的とします。

（2）補助対象事業

ア 補助対象となる事業

JRローカル線駅周辺の遊休不動産やスペース等を活用し、駅周辺を含む地域において、人の流れや賑わいを生み出す地域主体の新たな取り組み^{（注）}（事業者、自治会等の地域団体、学校等の取組）

（例）

- 駅周辺の施設を利用したカフェやサービス提供
- 空き家の廃材等を活用したベンチの製作・設置・管理
活動（アップサイクルベンチ）
- 自治会や地域の学校と連携した駅周辺での賑わいづくり

（注）既存イベントであっても、開催頻度を増やす場合等は対象

イ 補助対象としない事業

次のいずれかに該当する事業は、補助対象外とします。

- ① 団体及び団体を構成する者の財産の形成または営利を目的とする事業
- ② 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ③ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- ④ 本事業と同一（又は一部同一）の内容で、兵庫県（以下「県」という。）又は県の外郭団体から補助を受ける事業

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体又は法人の事業
- ⑥ 国、県、市その他団体からの受託事業

(3) 事業対象期間

補助対象者の決定日から令和8年2月28日（土）まで

(4) 補助金の額（県・市町協調補助）

1 申請あたり 200 千円以内の定額補助（県 100 千円以内、市町 100 千円以内）

(5) 補助対象経費

駅周辺に人の流れや賑わいを生み出す取組に要する経費※

（人件費（アルバイト等の賃金に限る）、旅費、謝金、商品の調達費、資材費、広報費、光熱水費、通信料、賃料、リース料 等）

※事業対象期間内に支払が完了しているものに限る。

ただし、審査会において承認された取組に要する経費であれば、審査会の結果（採択）通知の日から補助金の交付決定日までに発注、納品又は支払いが行われている経費も補助の対象とします。

なお、以下の経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

- ◆食糧費
- ◆団体構成員、協働の相手方の人件費（事業期間内のアルバイトは除く）
- ◆自家用車等での移動にかかる経費、ガソリン代、タクシー代 等
- ◆財産の形成となる備品購入費（1品 100 千円以上かつ耐用年数 1 年以上のもの）
- ◆商品券等の金券購入費
- ◆団体の経常的、日常的な活動経費や維持運営費（家賃、光熱水費、通常開催される会議費、インターネットプロバイダ料など）
- ◆領収書がないもの、領収書の宛名が補助団体名でないもの
- ◆使途・単価・規模等が確認できないもの、他の事業に要した経費と明確に区分ができないもの（電話代、資材運搬にかかるガソリン代など）
- ◆課税団体の場合、「消費税」は補助対象外
- ◆その他、社会通念上、補助対象として適切でないもの（判断が難しい場合はお問い合わせください）

(6) 事業の流れ

- ① 応募書の作成
- ② たつの市、佐用町又は兵庫県西播磨県民局に提出
 - 審査会（書面審査を含む）を開催後、審査結果の通知

③ 補助金交付申請書等の作成、提出※

※県と市町両方に、それぞれ所定の申請様式で提出願います(実績報告も同様)。

→ 受理後、交付決定

④ 事業の実施

⑤ 実績報告書、補助金請求書の提出

→ 受理後、内容確認のうえ補助金を交付

2 応募手続

(1) 提出書類※

- ・ 補助金応募書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 団体概要書と規約等
- ・ 誓約書

※応募書類の様式は、以下の県のホームページからダウンロード願います。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/whk01/kishinsen/07kisinsen.html>

(2) 募集期間

令和7年5月19日(月)～6月30日(月)(必着)

(3) 提出方法及び提出先

下記のいずれかにメール又は郵送にて提出してください。

(西播磨県民局 総務企画室総務防災課)

住所 〒678-1205 兵庫県赤穂郡上郡町光都 2-25

メールアドレス Nsharimasom@pref.hyogo.lg.jp

電話番号 0791-58-2113

(たつの市 企画財政部ふるさと創造課交通政策係)

住所 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005-1

メールアドレス furusatosozo@city.tatsuno.lg.jp

電話番号 0791-64-3121

(佐用町 企画防災課まちづくり企画室)

住所 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611-1

メールアドレス kikaku@town.sayo.lg.jp

電話番号 0790-82-0664

3 審査会の開催

審査会（書面審査を含む）において、採択者を決定します。

（１）開催予定日

令和7年7月上旬

（２）審査基準

① 事業内容

- ・ 動機・目的に明確性があり、事業に対する熱意、創意工夫等が見られる内容となっているか
- ・ 駅周辺の集客を高める効果や、イメージの向上に資する内容となっているか
- ・ 行政が行う利用促進施策との連携の可能性があるか
- ・ 今後の成長や、横展開の可能性があるか

② 実現可能性・持続性

- ・ 事業内容やスケジュールは妥当か
- ・ 事業実施に必要な資金・人材・代表者の経験・能力等を有しているか

（３）応募事業の採択

審査に基づく補助事業の採否（採択／不採択）及び補助金額については、文書で通知します。

なお、審査の経過等についての問合せには応じられません。

4 補助金交付申請手続

事業が採択された場合は、速やかに県と市又は町の両方に補助金交付申請手続きをしていただきます。

※手続きの詳細については県、市町それぞれの規定に従ってください。以下は概略です。

（１）交付申請等

交付申請、事業の変更等の申請手続きについては、県と市町の両方に、それぞれ所定の様式で申請願います。

（２）実績報告

補助事業が完了したときは、決められた期限内に事業実績報告書の提出が必要となります。

○提出書類

- ・ 事業実績報告書
- ・ 補助対象経費を支払ったことを証する領収書等の写し
- ・ その他参考となる資料（イベントのチラシ等印刷物、事業実施写真等）

（３）補助金の交付

- ① 事業実績報告書を審査し、額の確定を行ったのち、請求に基づき指定口座へ振り

込みます。

- ② 必要と認められる場合は、補助決定額の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）で概算払による請求ができます。

5 その他

（1）活動結果の公開

西播磨地域で駅周辺活性化や姫新線の利用促進活動に取り組む団体間の交流を促進するとともに、当該事業による成果を広く発信するため、県ホームページ等で公開します。

（2）関係書類の保管

補助を受けた団体は、補助金交付にかかる帳簿、収入及び支出についての証拠書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間（令和12年度まで）保存する必要があります。

（3）取得物品等の処分の制限

補助を受けた団体が本事業を実施した結果、取得した物品等については、交付要綱の規定により、一定の期間、処分が制限されます。